

東京農業大学校友会秋田県支部会則

(趣旨)

第1条 東京農業大学校友会員のうち秋田県に在住する会員相互の親睦を密にして母校の発展と地域社会発展のため、東京農業大学校友会秋田県支部を結成する。

(会務)

第2条 支部は、次の事項を行うものとする。

- (1) 校友会員相互の親睦を図ること。
- (2) 母校と校友会会員間の緊密な連絡を図ること。
- (3) その他母校並びに会員の発展を図ること。

(組織)

第3条 支部は、秋田県に在住する校友会会員をもって組織する。

2 区域又は職域ごとに分会を設けることができる(〇〇地方支部と称する。)

(校友会会員資格)

第4条 この会員は、次に掲げる者をいう。

- (1) 東京農業大学卒業者及び聴講修了生。
- (2) 東京農業大学の教職員であった者。
- (3) 支部長が認めた者。

(役員)

第5条 支部に、次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 支部長 1名
- (3) 副支部長 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名

2 前項の(1)から(4)については、総会において選出する。

また、(5)と(6)については、支部長が指名するものとする。

3 役員任期は、2年間とする。ただし、任期満了後も新任役員が就任するまで、その職務を行うものとする。

(執行体制)

第6条 支部長は、支部を代表して会務を統轄する。

2 支部長に事故あるときは、副支部長が支部長の職務を代行する。

3 監事は、会務の執行状況について監査し、通常総会においてその結果を報告する。

4 幹事長は、校友会本部と県支部との連絡調整をする。

5 幹事は、県支部の諸事務にあたるものとする。

(総会)

第7条 総会は原則として、毎年1回開催するものとする。ただし、支部長が必要と認めるとき、又は会員の10分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催しなければならないものとする。

2 総会の意志は出席した会員の過半数以上の同意を得て決定する。

(総会の議決事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならないものとする。

- (1) 毎年度の収支決算に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) その他会則で定めること。

(経費)

第9条 支部の経費は会費及びその他の収入で支弁する。

(慶弔費)

第10条 慶弔規程を別途設ける。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度は、毎年総会開催日から次期総会開催前日までとする。

(事務局)

第12条 支部に事務局を置き、事務局長は幹事長が、事務局員は幹事がそれぞれあたるものとする。

2 事務局は、支部長宅に置く。

(雑則)

第13条 この会則に定めるほか、支部の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、昭和54年11月 2日 から施行する。

改正 昭和56年11月 3日

改正 平成 3年11月 2日

改正 平成13年11月 3日

改正 平成27年 7月11日